

訪問リハビリテーション



訪問リハビリテーションとは

在宅で療養を行っており、通院や通所でリハビリテーションを受けることが困難な方に対して、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が直接自宅に伺い、住み慣れた環境での生活を継続できるよう必要な機能訓練・日常生活動作の練習・福祉用具の選定及び住宅改修のアドバイスを行います。又、ご家族への介助方法の指導や家庭で行える運動の指導も行います。

訪問リハビリテーションの対象者

主治医より訪問リハビリテーションが必要と認められた方が対象です。

たとえば・・・

- ・身体機能低下などで通所系サービス利用が困難な方
- ・動作を獲得して通所系サービスにつなげたい方
- ・通院が困難で自宅でのリハビリを受けたい方
- ・退院・退所後で自宅での生活に不安がある方



訪問リハビリテーションの内容

- ・身体機能の訓練（筋力トレーニング・関節可動域運動など）
- ・基本動作訓練（起き上がり、立ち上がりなど）
- ・日常生活動作（食事、排泄、更衣、入浴などの動作練習や介助指導）
- ・日常生活関連動作（趣味・外出・洗濯など）
- ・自宅内の環境整備（福祉用具の提案・検討、住宅改修の提案・検討）
- ・自主トレーニングの指導 ・心理的サポート
- ・各サービス担当者との連携 ・言語訓練・嚥下訓練



ご利用方法

主治医やかかりつけ病院の医療相談員、ケアマネージャーにご相談下さい



ご利用までの流れ

介護保険をご利用の方

主治医やケアマネージャーへご相談下さい

主治医が診療情報提供書を記載します

当院にて診療後、指示書を作成します

ご利用者・主治医・ケアマネージャー等と相談し、ケアプランを作成します

訪問リハビリ開始

※3か月に1回は診察が必要です

医療保険をご利用の方

主治医へご相談下さい

当院へ依頼があります

医師が診察し指示書を作成します

ご利用者と相談し、サービスの日程を決定します

訪問リハビリ開始

※在宅で療養を行い、通院が困難な方

※1か月に1回は診察が必要です

料金について

○介護保険の場合

※介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

要支援の方

介護予防訪問リハビリテーション費：290単位（1回20分）

サービス提供体制強化加算：6単位（1回につき）

短期集中リハビリテーション実施加算：200単位

（退院・退所日より3か月間、週2回以上）

リハビリテーションマネジメント加算：230単位（月1回）

中山間地域等に居住する方のサービス提供加算

（1回につき所定単位数の100分の5）

要介護の方

訪問リハビリテーション費：290単位（1回20分）

サービス提供体制強化加算：6単位（1回につき）

短期集中リハビリテーション実施加算：200単位

（退院・退所日より3か月間、週2回以上）

リハビリテーションマネジメント加算I：230単位（月1回）

中山間地域等に居住する方のサービス提供加算

（1回につき所定単位数の100分の5）

○医療保険の場合

在宅患者訪問リハビリテーション料：300単位（1回20分）

現在の空き状況

平成30年6月より2名体制になりました。

空きがございますのでお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

球磨郡公立多良木病院 訪問リハビリテーション事業所

営業時間：8:30～17:15

営業日：月曜～金曜日（祝祭日・年末年始休）

住所：熊本県球磨郡多良木町大字多良木4210番地

電話：0966-42-2560（代表） FAX：0966-42-6788（代表）